

非常災害対応マニュアル

法人名	合同会社 Infiniti	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
事業所名	ここあーる	代表者	飛野匡宏
所在地	札幌市清田区清田 7 条 3 丁目 10-10	電話番号	011-839-3353

(令和 8 年 9 月改定)

1. 目的・基本原則

本マニュアルは、地震、火災、風水害・土砂災害、大雪・暴風雪、停電・断水等のライフライン停止及び送迎中の災害等が発生した場合に、利用児童及び職員の生命・身体の安全を確保し、迅速かつ適切に避難・保護・連絡・引渡しを行うための具体的な行動手順を定める。災害発生後の事業継続、縮小、休止及び再開については「自然災害BCP」と連動して対応する。

- 児童の生命・身体の安全を最優先とする。
- 職員自身の安全を確保したうえで児童を支援する。
- 児童を一人にせず、発災直後・避難前・避難後・引渡し時に人数確認を行う。
- 差し迫った危険がある場合は、管理者の指示を待たず現場職員が避難を開始できる。
- 防災バッグ、書類、物品等の持ち出しより人命を優先する。
- 保護者等へ安全に引き渡すまで、原則として事業所又は安全な避難先で児童を保護する。

2. 災害時の指揮・役割

役割	担当	主な行動
災害対応責任者	管理者	全体指揮、避難・営業・再開判断、関係機関対応
責任者代行	児童発達支援管理責任者	管理者不在時の全体指揮
児童安全・避難誘導	当日勤務職員	児童の安全確保、誘導、人数確認、個別配慮
通報・保護者連絡	指定職員	119・110、保護者、法人等への連絡
火元・設備確認	指定職員	火元、ガス、電気、建物、出口、避難経路の確認
防災バッグ・記録	指定職員	防災バッグ、名簿、携帯電話等の持ち出し、経過記録

※役割は当日の勤務者で確認する。担当職員であっても、危険な場所へ戻って確認や物品の持ち出しを行わない。

3. 地震発生時の対応

① 揺れている間

- 職員はまず自分と児童の身の安全を確保する。
- 「頭を守って」「机の下へ」等、短く分かりやすい言葉で伝える。
- 窓ガラス、棚、テレビ、照明、転倒・落下のおそれがある物から児童を離す。
- 可能であれば丈夫な机の下等に入り、頭部を守る。
- 階段や出入口へ一斉に移動させない。
- 大きく揺れている最中に、火を消す、ガスの元栓を閉める、ブレーカーを切る、防災バッグを取りに行く等のために無理に移動しない。

② 揺れが収まった直後

- 児童・職員の人数、負傷、体調を確認する。
- 安全にできる範囲でドアや窓を開け、避難できる出口を確保する。
- 使用中の火気・暖房器具等の状態、ガス臭の有無を確認する。
- ガス臭がある場合は火気を使用せず、換気扇や電気スイッチには触れない。安全に可能であれば窓や戸を開け、ガス栓・元栓を閉め、避難・ガス事業者への連絡を行う。
- 火災が発生している場合は119番通報し、安全に実施できる初期段階に限り初期消火する。
- ガラス、天井、壁、棚、階段、非常口、建物の傾き等を確認する。
- テレビ、ラジオ、スマートフォン等で災害情報を確認する。
- 余震を想定し、児童の靴・上着等を可能な範囲で準備する。

③ 避難判断～避難開始

- 建物の損傷、火災、ガス漏れ、周辺の危険、行政からの避難情報等を確認する。
- 建物内が安全であれば、むやみに屋外へ出ず安全な場所で待機する。
- 建物内に留まることが危険な場合は、清田緑小学校等の安全な場所へ避難する。
- 避難前に児童・職員の人数を再確認する。
- 安全に操作できる状況であれば、避難時にガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
- 指定職員が防災バッグ、児童名簿・緊急連絡先、携帯電話等を持ち出す。ただし持ち出しによって避難が遅れる場合は持ち出さない。
- 避難先到着後、人数・負傷を再確認し、保護者へ安否・現在地・引渡し方法を連絡する。

4. 火災発生時の対応

① 火災を発見した直後

- 火災を発見した職員は「火事です」と大きな声で周囲に知らせる。
- 児童を火元から離し、職員間で避難誘導を開始する。
- 指定職員又は安全に通報できる職員が 119 番通報し、「事業所名・住所・火災場所・逃げ遅れや負傷者の有無」を伝える。
- 火災報知設備等がある場合は必要な操作を行う。
- 火元の確認のために危険な場所へ近づかない。

② 初期消火

- 初期消火は、火が小さく、煙が少なく、避難経路・退路が確保され、職員自身の安全が保てる場合のみ行う。
- 消火器を使用する場合も、児童の避難誘導に必要な職員数を確保する。
- 炎や煙が拡大している場合、消火が困難と判断した場合は直ちに消火を中止して避難する。
- 消火のために児童を待たせたり、職員が単独で危険な場所に残ったりしない。

③ 避難

- 火元・煙の方向を確認し、最も安全な経路を選ぶ。
- 煙がある場合は姿勢を低くし、ハンカチや衣類等で口・鼻を覆うことを促す。
- 1 階・2 階の児童を職員で分担し、飛び出し・立ち止まり等に注意して誘導する。
- ドアを閉めることで煙や火の拡大を抑えられる場合は、安全な範囲で閉めて避難する。
- 防災バッグは避難を遅らせずに持ち出せる場合のみ持ち出す。取りに戻らない。
- 避難場所到着後、児童・職員の人数を確認し、逃げ遅れが疑われる場合は消防へ伝える。
- 消防の許可なく建物へ戻らない。

④ 避難後

- 負傷・煙を吸った児童や職員の状態を確認し、必要に応じ 119 番へ追加情報を伝える。
- 保護者へ児童の安否、避難場所、引渡し方法を電話で連絡する。
- 火災後は建物の安全確認が完了するまで事業所へ戻らず、自然災害 BCP に基づき休業・再開を判断する。

5. 風水害・土砂災害時の対応

① 大雨・暴風等が予想される段階

- 気象情報、札幌市の避難情報、河川・浸水情報、道路状況を継続して確認する。
- 事業所周辺及び送迎経路の浸水・土砂災害リスクをハザードマップで確認する。
- 送迎時間の変更、早期引渡し、送迎中止、短縮営業、臨時休業を危険が高まる前に検討する。
- 保護者へ変更内容を電話で連絡する。
- 防災バッグ、児童名簿、携帯電話、上着等をすぐ持ち出せる状態にする。

- 窓・出入口を確認し、屋外の飛散しやすい物は安全に可能な段階で屋内へ移動又は固定する。
- 職員の帰宅・参集が困難になる可能性も考慮し、勤務体制を早めに調整する。

② 避難情報・周辺状況から危険が高まった場合

- 行政の避難情報だけでなく、事業所周辺の冠水、側溝・道路の状況、斜面の異常等も確認し、早めに避難を判断する。
- 児童の移動には時間がかかることを前提に、危険が切迫する前に行動する。
- 避難先・避難経路が安全か確認し、川・用水路・冠水した道路等には近づかない。
- 施設外への移動がえって危険な場合は、建物内のより安全な場所への移動（垂直避難を含む）を検討する。
- 浸水が進み、屋外を安全に歩けない状況では無理に外へ避難しない。

③ 避難する場合

- 児童・職員の人数を確認し、防災バッグ等を安全に持ち出せる範囲で準備する。
- 児童の靴・上着を確認し、歩行が不安定になりにくい履物で移動する。
- 清田緑小学校を主な避難先とするが、災害種別・経路・避難所の開設状況を確認して安全な場所を選ぶ。
- 到着後に人数・体調を再確認し、保護者へ現在地と引渡し方法を連絡する。

6. 大雪・暴風雪時の対応

① 大雪・暴風雪が予想される場合

- 気象情報、道路情報、吹雪・視界、交通障害の見込みを確認する。
- 送迎開始前に各ルートの安全性を確認し、危険が予想される場合は送迎を開始しない。
- 管理者は必要に応じ、送迎時間変更、早期引渡し、短縮営業、臨時休業を判断する。
- 保護者へ電話で変更内容を連絡する。
- 事業所の非常口、玄関、避難経路、暖房機器の給排気口等が積雪で塞がれていないか確認する。
- 停電・暖房停止に備え、毛布、アルミブランケット、防寒具、懐中電灯、飲料水等を確認する。

② 利用中に天候が急変した場合

- 無理に予定どおりの送迎を行わず、道路・視界・交通情報を再確認する。
- 送迎が危険な場合は事業所内で児童の安全と保温を確保し、保護者と引渡し方法・時間を調整する。
- 保護者にも危険な状況で無理な迎えを求めず、安全な移動が可能になってからの引渡しを基本とする。
- 停電した場合は室温低下を継続して確認し、児童の防寒を行う。安全な室温を保てない場合は、安全な移動手段・避難先を検討する。

③ 送迎車が立ち往生・走行困難となった場合

- 無理に走行を続けず、安全な場所への退避を優先する。
- 事業所へ現在地、乗車児童、職員、車両・道路状況を報告し、必要に応じ警察・消防・道路管理者等へ救援を要請する。
- 児童の保温、水分、体調、排泄の必要性を継続して確認する。
- 車外へ安易に出ない。やむを得ず車外へ出る場合は、周囲の交通・視界・吹雪等を十分確認する。
- エンジンを使用する場合は、マフラー周辺が雪で塞がれていないか確認し、必要に応じ除雪する。一酸化炭素中毒の危険に十分注意する。

7. 停電・断水・ガス停止・通信障害時の対応

① 停電

- 児童をその場で安全に待機させ、転倒・衝突を防ぐため懐中電灯・ランタン等で照明を確保する。
- 分電盤、電気機器等に異常・焦げ臭さ・浸水がないか安全な範囲で確認する。

- 暖房、照明、電話・インターネット、冷蔵庫、トイレ等への影響を確認する。
- 冬季は室温低下を最優先で確認し、上着、毛布、アルミブランケット等で保温する。
- モバイルバッテリー等は連絡手段の確保を優先して使用する。
- 復電時は転倒・破損・浸水した電気機器がないことを確認してから使用する。
- 長時間の停電で安全な支援が困難な場合は、早期引渡し、縮小営業、休業又は安全な場所への移動を判断する。

② 断水・下水使用不能

- 飲料水の使用可能量を確認し、児童の飲水を優先する。
- トイレが流せない場合は簡易トイレ、袋等を使用する。
- 使用済みオムツ・排泄物等は密閉して衛生的に保管する。
- 手洗いが困難な場合は、備蓄している衛生用品を使用する。
- 飲料水・排泄・衛生を安全に確保できない状態が続く場合は、早期引渡し・休業を判断する。

③ ガス停止・ガス臭

- ガス停止時は暖房・給湯等への影響を確認し、冬季は室温低下に注意する。
- ガス臭がある場合は火気を使用せず、換気扇・照明等の電気スイッチを操作しない。
- 安全に可能であれば窓・戸を開け、ガス栓・元栓を閉める。
- 必要に応じ建物から避難し、ガス事業者等へ連絡する。

④ 電話・インターネット等の通信障害

- 携帯電話等、使用可能な複数の連絡手段を試す。
- 通信障害時も児童の安全確保を最優先とし、連絡を取るために危険な場所へ移動しない。
- 保護者と連絡できない場合は、事前に定めた方針に基づき事業所又は安全な避難先で児童を保護する。
- 紙の児童名簿、緊急連絡先を使用できるよう準備する。

8. 送迎中・保育所等への迎え中の災害対応

① 出発前の判断

- 運転者は車両の安全、燃料、携帯電話、必要な物品を確認する。
- 大雨、大雪、暴風雪等が予想される場合は、出発前に気象・道路情報を確認する。
- 危険が予想される場合は『予定どおり送迎すること』を優先せず、管理者へ報告して送迎中止・時間変更等を判断する。
- 各車両の運転者、同乗職員、乗車予定児童、ルートを事業所側で把握する。

② 走行中に地震が発生した場合

- 急ブレーキ・急ハンドルを避け、周囲の安全を確認して道路左側等の安全な場所に停車する。
- 児童が乗車している場合は、児童・職員の負傷、体調、車両状況を確認する。
- ラジオ、スマートフォン等で地震・道路情報を確認する。
- 橋、電柱、建物、斜面、倒木、冠水等の危険を確認し、無理に事業所へ戻らない。
- 安全確保後、事業所へ現在地、乗車児童、職員、負傷、車両・道路状況を報告する。
- 車両を離れて避難する必要がある場合は、児童名簿・携帯電話・必要な物品を安全に持ち出せる範囲で携行する。

③ 走行中に火災・車両事故が発生した場合

- 二次事故を防ぐため可能な範囲で安全な場所に停車し、児童の安全を確認する。
- 車両火災、負傷者、道路上の危険がある場合は119番・110番へ通報する。
- 車内に留まることが危険な場合は、交通に十分注意して児童を安全な場所へ避難させる。

- 事業所へ現在地、児童・職員の状況、車両状況を報告する。
- 保護者への連絡は原則として事業所で集約するが、事業所と連絡不能かつ緊急性が高い場合は現場職員が必要な連絡を行う。

④ 保育所への迎え途中で災害が発生した場合

- 危険な状況で無理に保育所へ向かわない。
- 事業所へ状況を報告し、保育所で児童が安全に保護されているか確認する。
- 保育所側の引渡し方針、道路状況等を踏まえて迎えの継続・中止を判断する。
- 児童を引き取った後も、事業所へ戻ることを優先せず、現在地周辺の安全な場所で待機・避難する。

⑤ 事業所と連絡が取れない場合

- 現場職員が児童の生命・安全を最優先に判断する。
- 危険な道路を通って事業所へ戻ろうとしない。
- 現在地が安全であれば待機し、危険であれば最寄りの安全な場所へ避難する。
- 通信が回復した時点で、現在地、児童・職員の状況、これまでの対応を事業所へ報告する。

9. 防災バッグ

防災バッグは目につきやすく、避難時にすぐ持ち出せる場所に保管する。内容・数量・使用期限を定期的に確認する。

分類	主な内容
児童情報	当日利用児童名簿、保護者緊急連絡先
連絡・記録	携帯電話、モバイルバッテリー、筆記具、安否確認・用紙
救急	救急セット、使い捨て手袋等
飲料・食品	飲料水、非常食、児童の特性に応じた食品
衛生	ウェットティッシュ、ティッシュ、マスク、ゴミ袋、簡易トイレ、オムツ等
防寒	アルミブランケット、タオル、使い捨てカイロ等
照明・情報	懐中電灯、乾電池、必要に応じ携帯ラジオ等
個別支援	絵カード等の視覚支援、必要に応じイヤーマフ等
その他	笛、軍手等、事業所で必要と判断した物品

10. 児童の避難支援・個別配慮

配慮	対応例
状況理解が難しい	短い言葉、写真・絵カード、職員が見本を示す
大きな音が苦手	可能な範囲で刺激の少ない位置へ誘導、イヤーマフ等
パニック・強い不安	安心できる職員が対応し、刺激を減らして見通しを伝える
飛び出し	担当職員を明確にし、出入口・道路付近で特に注意する
移動に支援が必要	複数職員で支援し、安全な方法を選択する
服薬・アレルギー等	個別情報を確認し、必要な支援・緊急連絡につなげる

11. 保護者への連絡・児童の引渡し

- 安全確保後、電話で児童の安否、現在地、避難先、引渡し方法を伝える。
- 電話がつながりにくい場合は、児童の安全確保を優先しながら順次連絡を試みる。
- 保護者又は事前に確認した引渡し可能者へ引き渡す。
- 引渡し相手の氏名、時刻、担当職員を記録する。
- 迎えが来るまでは事業所又は安全な避難先で児童を保護する。
- 大雪・暴風雪等で迎え自体が危険な場合は、保護者に無理な移動を求めず、安全な引渡しが可能になるまで保護を継続する。

12. 営業中止・再開の判断

区分	判断の目安
通常営業	建物・人員・ライフライン・送迎等の安全が確保される
縮小営業	一部職員不足や送迎制限等があるが安全な範囲で受入可能
新規受入停止・早期引渡し	天候・道路・ライフライン等の悪化が見込まれ、継続により帰宅困難等の危険が高まる
臨時休業	建物安全不明、必要人員不足、停電・断水・暖房停止等により安全な支援が困難、通所・送迎が著しく危険
再開	建物・設備・人員・物資・通信・送迎等を確認し、安全な受入れが可能と管理者が判断

13. 災害別・共通チェックリスト

順	確認・行動	完了
1	自分自身と児童の安全を確保	☐
2	児童・職員の人数、負傷・体調を確認	☐
3	火災・ガス・建物・周辺の危険を確認	☐
4	出口・避難経路を確認・確保	☐
5	必要に応じ 119・110 へ通報	☐
6	事業所内待機又は避難を判断	☐
7	安全に可能なら必要な火元・ガス・電気等を確認	☐
8	安全に可能なら防災バッグ・名簿・携帯電話を持ち出す	☐
9	避難先・安全な待機場所で人数・負傷を再確認	☐
10	保護者へ電話連絡	☐
11	児童を安全に引渡し、記録	☐
12	建物・人員・ライフライン・送迎状況を確認	☐
13	営業継続・縮小・休業・再開を判断	☐
14	対応経過・判断・課題を記録	☐

14. 訓練時に確認する事項

(1) 実施頻度

- 非常災害に備え、半年に1回、年2回の避難訓練を実施する。年間計画では、火災を想定した訓練1回、地震を想定した訓練1回を基本とする。

(2) 火災想定訓練

- 火災発見から周知、119番通報の手順、初期消火、児童の避難誘導、人数確認までを一連の流れで実施する。
 - 1階・2階それぞれからの避難経路、職員の役割分担、児童の特性に応じた避難支援を確認する。
 - 防災バッグの持ち出しについても、避難を妨げない範囲で訓練する。
 - 訓練終了後は、避難に要した時間、児童の様子、職員の動き、課題及び改善点を記録する。
- ※ 火災想定訓練に合わせて通報訓練を実施し、119番通報時に伝える内容を職員が確認する。
通報内容は「火災であること」「事業所名」「住所」「出火場所・状況」「逃げ遅れ・負傷者の有無」「通報者氏名・連絡先」を基本とする。

(3) 地震想定訓練

- 揺れを想定した身の安全確保、児童の頭部保護、揺れが収まった後の人数確認を行う。
- ドア・窓による出口確保、火元・ガス・建物の安全確認、避難判断までの流れを確認する。
- 安全に可能な場合のガス元栓・分電盤の確認、防災バッグの持ち出し、避難先までの誘導を訓練する。
- 清田緑小学校までの避難経路及び代替経路を確認する。

(4) 訓練後の記録・見直し

- 実施日、想定災害、参加者、訓練内容、避難時間、通報訓練の実施状況、児童の様子、課題・改善事項を記録する。
- 訓練で確認された課題は職員間で共有し、必要に応じ本マニュアル、自然災害BCP、役割分担、避難経路、防災バッグ等を見直す。

(5) 訓練時に併せて確認する事項

- ガス元栓・分電盤・消火器・非常口・防災バッグの位置
- 送迎車4台が別々に走行中の場合の連絡・指揮方法
- 風水害時の早期引渡し、垂直避難・施設外避難の判断
- 大雪・暴風雪時の送迎中止判断、事業所待機、車両立ち往生対応
- 停電時の照明・暖房・通信・保温、断水時の簡易トイレ対応
- 通信不能時の待機・避難・引渡し対応
- 児童10名を想定した人数確認・保護者引渡し
- 個別配慮が必要な児童の避難方法

15. 災害時緊急連絡先一覧

状況・用途	連絡先	電話番号
火災・救急・救助	消防・救急	119
事件・事故等の緊急通報	警察	110
清田区の消防・防災相談	札幌市消防局 清田消防署	011-883-2100
清田区の災害・防災に関する行政窓口	札幌市 清田区役所 地域安全担当	011-889-2006
清田区役所代表	清田区役所	011-889-2400
道路・除雪・倒木・道路施設等	清田区土木センター	011-888-2800
道路関係（土木センター受付時間外）	札幌市 道路情報管理室	011-708-0303
断水・道路からの漏水・急な水道故障	札幌市水道局 電話受付センター	011-211-7770（水道故障は 24 時間受付）
札幌市の防災・危機管理	札幌市危機管理局 危機管理課	011-211-3062
災害時に「どこへ連絡すればよいかわからない」	札幌市コールセンター	011-222-4894（8:00～21:00・年中無休）
災害用伝言ダイヤル	NTT 災害用伝言ダイヤル	171

<附則>

本計画は令和 8 年 9 月 1 日より改定・施行する。